

## 第19回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時 令和3年2月5日（金） 15:00～

2 場 所 県庁本庁舎2階 第2応接室

3 議 題

（1）緊急事態宣言の延長について（危機管理部）

（2）特措法の改正について（危機管理部）

（3）感染症法の改正について（健康政策部）

（4）県内の感染状況について（健康政策部）

（5）「県民・事業者の皆さまへのお願い」について（危機管理部）

（6）各部の報告事項について（関係部のみ）

（7）知事からの指示事項（知事）

（8）県民の皆さまへのメッセージ（知事）

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 2 月 8 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### (1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、同月 14 日）から 3 月 7 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### (2) 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

#### (3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

# 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について(概要)

## 基本的な考え方

- 緊急事態宣言の対象区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県（10都府県）とする（栃木県を除外）。
- 緊急事態宣言の対象期間を、3月7日（日）まで延長（従前：2月7日（日）まで）。
- 今後の減少傾向を確かなものとするため、**これまでの対策を継続・徹底**するとともに、医療提供体制・検査体制の拡充等を図り、早期にステージⅢ・Ⅱを目指す。
- 緊急事態宣言の対象区域から**除外された地域においては、対策の緩和については段階的に行い**、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続。

### 【緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底】

- 飲食店に対する20時までの**営業時間短縮要請の継続**（働きかけの強化、業種別ガイドライン遵守の徹底）。
- テレワークによる出勤者数**7割削減を更に徹底**。
- **不要不急の外出・移動等の自粛の継続・徹底**。
- **イベント開催制限**は、現行の取組（収容率1／2かつ5,000人以下）を継続。

### 【宣言対象区域から除外された都道府県の取組】

- 飲食店に対する営業時間短縮要請は当面継続。営業時間、対象地域は知事が判断。
- テレワークによる出勤者数7割削減の目標は当面継続、その後、段階的に緩和。
- 外出自粛要請は当面継続、その後、段階的に緩和。
- イベント開催制限は、段階的に緩和。

### 【医療提供体制・検査体制の拡充等】

- 特定都道府県における**高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画**の策定、**その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施**。高齢者施設等への**感染制御及び業務継続支援チームの派遣**等。
- **民間検査に関する環境整備**（民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請）。
- 医療機能に応じた役割分担を明確化した上での**病床の確保**。地域の実情に応じた**転院支援の仕組み**の検討等。
- 家庭内感染防止等のため、自宅療養における**健康フォローアップ**の強化等。
- **職場における感染防止**のため、事業者自らが感染防止策の遵守状況を確認する取組の推進。

## 改正の趣旨

- 1 「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定。
- 2 事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定。
- 3 感染症法において「新型コロナウイルス感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」と位置付け、所要の措置を講ずることができることとする。
- 4 宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける。 等

## 改正の概要

### 1. 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）の一部改正

- ① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（20万円以下）を規定。【第31条の4～6まで、第80条関係】
- ② 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（30万円以下）を規定。【第45条、第79条関係】
- ③ 「まん延防止等重点措置」における要請及び緊急事態宣言中の要請に関する立入検査等、立入検査を拒否した場合等の過料（20万円以下）を規定。  
【第72条、第80条関係】
- ④ 緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。  
【第31条の2関係】
- ⑤ 事業者及び地方公共団体に対する支援【第63条の2、第70条関係】
  - ・国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
  - ・国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- ⑥ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。【第13条関係】

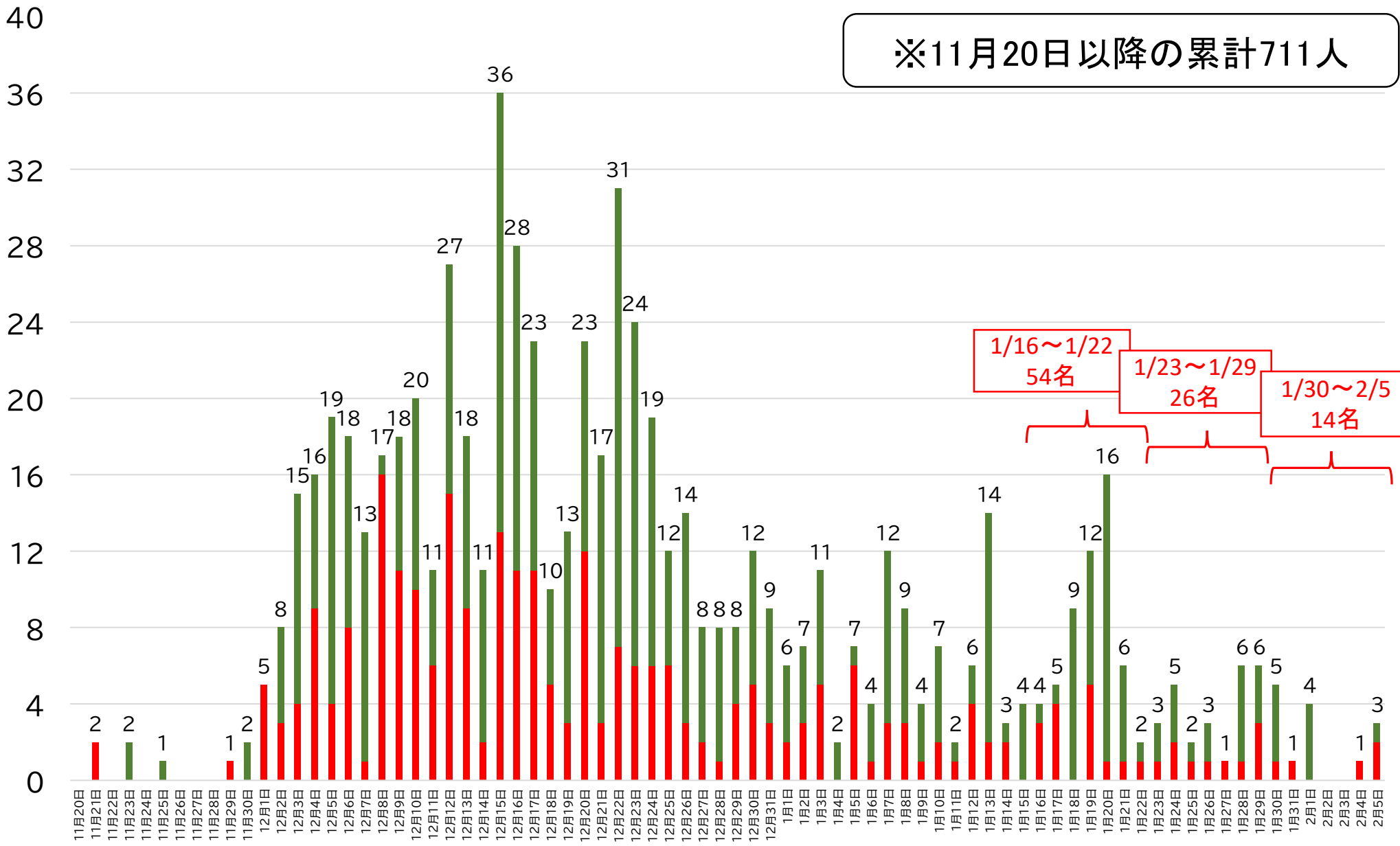
### 2. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）及び「検疫法」の一部改正

- ① 「新型コロナウイルス感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとする。  
【第6条第7項関係】
- ② 国や地方自治体間の情報連携【第12条～第15条まで関係】
  - ・保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定。
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け【第44条の3、検疫法第16条の2関係】
  - ・新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設。
  - ・検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定。
- ④ 入院勧告・措置の見直し【第26条・第80条関係】
  - ・新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示。
  - ・入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料（50万円以下）を規定。
- ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型インフルエンザ等感染症の患者等が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の過料（30万円以下）を規定。【第81条関係】
- ⑥ 緊急時、医療関係者・検査機関に協力を求められること、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定。【第16条の2関係】 等

# 新型コロナウイルス感染者数の推移(日毎)(11月20日～2月5日)

(人)

※11月20日以降の累計711人



報道発表日

■ リンク無 ■ リンク有

# 新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

1/16～1/22 ⇒ 54名



0.48倍

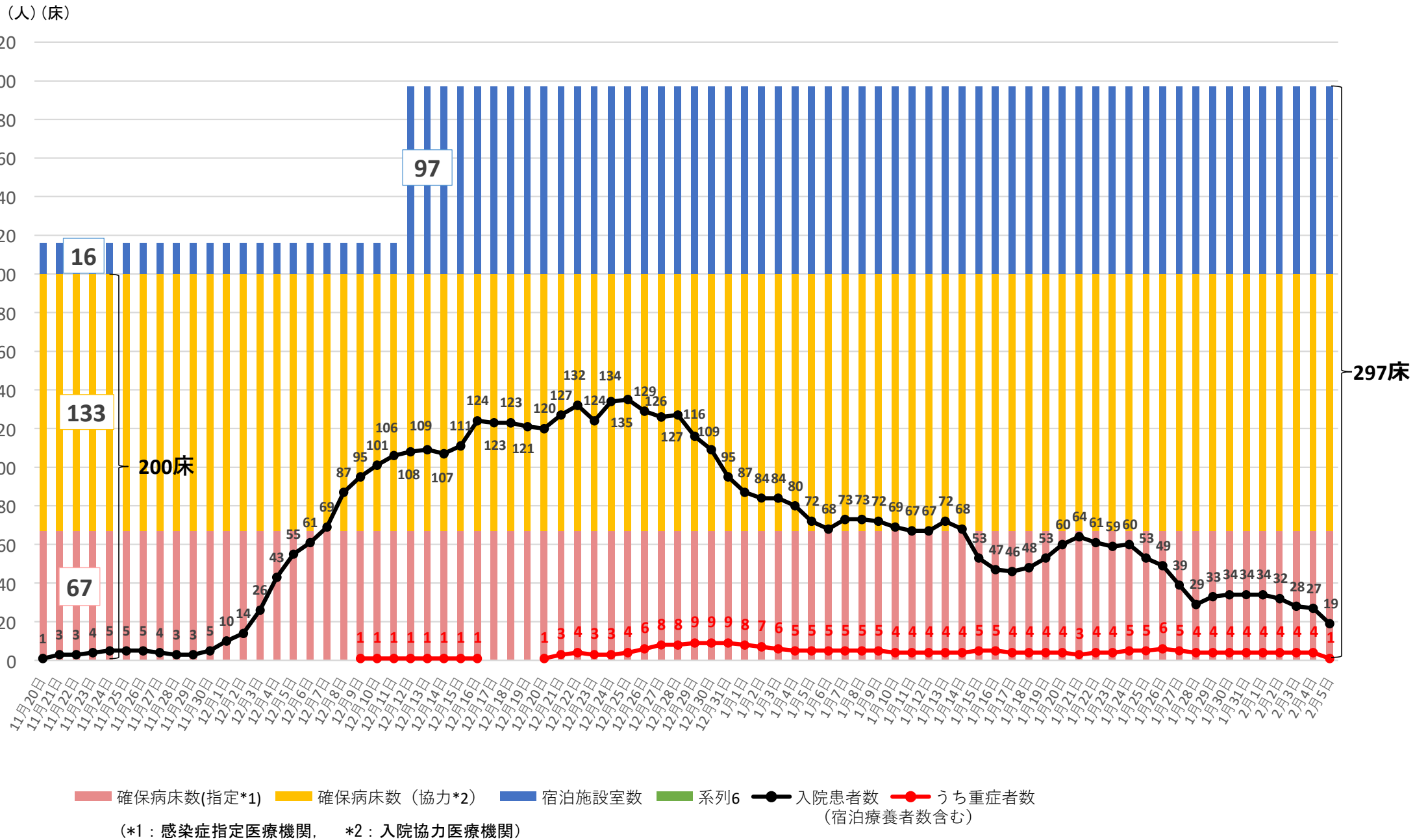
1/23～1/29 ⇒ 26名



0.54倍

1/30～2/5 ⇒ 14名

# 入院患者数と確保病床数の推移(宿泊療養含む)(11月20日~2月5日)



# 高知県におけるこれまでの流行と年齢の分布

(令和3年2月5日時点)

		全国第1波	全国第2波	全国第3波
期間		2/29~4/29	7/13~10/28	11/21~(2/5)
人数 (事例番号)		74人 (1例目~74例目)	70人 (75例目~144例目)	711人 (145例目~855例目)
年 代 別	10歳未満	4	8	10
	10歳代	2	0	72
	20歳代	7	7	97
	30歳代	8	15	89
	40歳代	12	19	108(1)
	50歳代	14	7	107
	60歳代	13	7	81【2】
	70歳代	8【1】	4【1】	97【7】
	80歳代	4【2】	3	36【3】
90歳以上	2	0	14【1】	

※ ( ) は重症者数 【 】 は死亡者数



# 県内発生事例(145例目～852例目)の大まかな傾向と必要な対策

- ◆ 11月21日から2月4日までに高知県内で判明した新型コロナウイルス感染症の患者(708人)について大まかな傾向を分析。
- ◆ 各事例のキーワードから大まかな傾向を把握し、各々に対する対策を検証

大まかな傾向(キーワード)				必要な対策
	1/21時点	2/4時点	増加割合	
職場	約60人	約60人	0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手洗い・咳エチケットの徹底</li> <li>• 3密(密閉・密集・密接)の回避</li> </ul>
家庭	約155人	約170人	10%	
他県との往来	約10人	約15人	50%	
感染経路不明	約210人	約225人	4%	
飲食・長時間の会話	約125人	約130人	4%	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会食は小規模グループかつ短時間で</li> </ul>
うち、クラスター(会食)	約10人	約10人	0%	
カラオケ・バー等	約20人	約20人	0%	
クラスター(医療機関等)	約105人	約105人	0%	

(注) 大まかな傾向(キーワード)については、必ずしもその場において感染が成立したことを確定するものではない。重複計上のため、合計は患者数と合致しない。

# 高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安

判断指標		県の状況（2月5日現在）	
		対判断指標	総合判断
①全療養者数	特別警戒（赤）：105人以上 非常事態（紫）：175人以上	20人	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">警戒</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;">                     医療に関する指標(①②)は警戒レベルを下回ったが、新規感染者数は減少傾向にあるものの、③が警戒レベルであることから、全体は警戒レベルを維持する。                 </div>
②最大確保病床の占有率（200床）	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 2px;">                     感染観察（緑）：10%未満                      注意（黄）：10%未満                 </div> 警戒（オレンジ）：10%以上 特別警戒（赤）：20%以上 非常事態（紫）：50%以上	6.0% (12/200) うち重症用即応病床の占有率：4.2% (1/24)	
③直近7日間の新規感染者数	感染観察（緑）：0～3人 注意（黄）：4人以上 <div style="border: 2px solid orange; padding: 2px;">                         警戒（オレンジ）：14人以上                     </div> 特別警戒（赤）：105人以上 非常事態（紫）：175人以上	1/30～2/5 全数:14人 (うち感染経路不明数:5人)	
④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較	特別警戒（赤） ：直近1週間が先週1週間より多い 非常事態（紫） ：直近1週間が先週1週間より多い	1/23～1/29：26人 1/30～2/5：14人	
⑤感染経路不明割合（直近7日間）	特別警戒（赤）：50% 非常事態（紫）：50%	1/30～2/5: 35.7% (5/14)	
⑥PCR陽性率（直近7日間）	特別警戒（赤）：10% 非常事態（紫）：10%	1/25～1/31 1.9% (24/1,287) (衛生環境研究所以外の検査を含む)	

# 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和3年2月5日時点)

判断指標 ※1	ステージ	感染観察 (緑)	注意 (黄)	警戒 (オレンジ)	特別警戒 (赤)	非常事態 (紫)
	直近7日間の新規感染者数	0～3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上
	最大確保病床の占有率	10%未満		10%以上	20%以上	50%以上
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1～2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒</li> <li>・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに</li> <li>・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて</li> <li>・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨</li> <li>□ 各店舗における適切な感染対策の徹底</li> </ul>				
	国の分科会のステージ区分	Ⅰ 散発的発生		Ⅱ 漸増	Ⅲ 急増	Ⅳ 爆発的拡大
	外出	「3密」の徹底回避		ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施	
	会食	(共通事項に留意)	可能な範囲で規模縮小・時間短縮を	小規模グループかつ短時間で	家族以外での会食を控える	
	イベント等	(国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応)			開催・参加の再検討	開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3				
	県立施設		開館		屋内施設の休館を検討	休館
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断				

※1 判断指標については、①全療養者数 (特別警戒：105人以上)、②最大確保病床の占有率、③直近7日間の新規感染者数、④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較、⑤感染経路不明割合 (特別警戒：50%)、⑥PCR陽性率 (特別警戒：10%以上) の6つの指標や入院中の重症者数等も考慮し、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

# 県民・事業者の皆さまへのお願い ～高知家全員の力を結集し、新型コロナに打ち勝つ！～

## 継続していただく取り組み（3月7日まで）

### ○他県との往来について（緊急事態宣言の対象地域など、感染拡大地域への移動について）

- 1 帰省や旅行など、**県をまたぐ移動は必要最小限**とし、その際はマスクの着用や3密回避等の**感染防止対策を徹底**してください。
- 2 特に、移動先では、**大人数（例えば5人以上）や長時間の会食を控えて**ください。
- 3 **そうした対応が難しい場合には、帰省や旅行などでの移動は、慎重に検討**してください。
- 4 **発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、帰省や旅行を控えて**ください。

### ○県民の皆さまへ

#### 1 外出について

- (1) 飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- (2) 「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いします。

#### 2 会食について

- (1) **可能な範囲で「規模縮小」「時間短縮」していただくようお願いします。**
- (2) **会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。**
- (3) **特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。**

#### 3 基本的な感染防止策の徹底等について

- (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- (2) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (3) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

### ○事業者の皆さまへ

- (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策（**特に、従業員のマスク着用の徹底**）がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- (3) 感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いします。

# Go To Eat事業について

## 会食における利用制限

- ・人数は「4人以下のグループ」で
- ・時間は「2時間以内」に

は2月7日（日）で終了しますが、

引き続き、感染拡大を防止するため、

可能な範囲で規模を縮小し、可能な範囲で時間を短縮していただくよう、

ご協力をお願いします。

ワクチン接種推進の方針

新たにワクチン接種推進室を設置し、ワクチン接種の実施主体である市町村を強力に支援しながら 今後開始される県内でのワクチン接種が 円滑に実施できるよう推進する。

<設置日>  
令和3年2月8日(月)

高知県における推進体制

- 健康政策部健康対策課内に「ワクチン接種推進室」を新たに設け、専任の担当を配置
- 各福祉保健所の「市町村支援サポートチーム」と、危機管理部の地域防災担当が市町村への支援を実施
- 各市町村に配置している地域支援企画員も人的支援を実施
- 県民からの専門的な相談に対応する相談電話を設置(3月 開設予定)

<ワクチン接種推進室>  
計10名  
専任 5 兼務 5

<サポートチーム>  
各福祉保健所  
7名~10名

組織イメージ

<健康対策課内>

企画監(ワクチン接種推進担当)  
兼 ワクチン接種推進室長

副参事:職員応援調整

副参事:ワクチン流通総括

チーフ(がん・企画担当)

- ・ワクチンに関する情報等の周知
- ・県民への情報提供
- ・専門的相談体制の確保

チーフ(薬務・流通担当)

- ・ワクチン等の流通・供給調整
- ・ワクチン接種円滑化システムの運用

チーフ(医療従事者接種推進担当)

- ・医療従事者等への接種体制整備

チーフ(住民接種・市町村支援担当)

- ・市町村のワクチン接種体制整備への支援
- ・福祉保健所サポートチームとの調整
- ・国庫補助、集合契約事務
- ・広域での接種体制の確保に関する調整
- ・市町村担当者会の開催

主任(市町村連携担当)

- ・市町村(保健担当部局以外)との連携 等

専任 担当

3名

連携

高知市

室戸市、安芸市  
東洋町、奈半利町  
田野町、安田町  
北川村、馬路村  
芸西村

支援

南国市、香南市  
香美市、本山町  
大豊町、土佐町  
大川村

支援

土佐市、いの町  
仁淀川町、佐川町  
越知町、日高村

支援

須崎市、中土佐町  
檜原町、津野町  
四万十町

支援

宿毛市、土佐清水市  
四万十市、大月町  
三原村、黒潮町

支援

地域支援企画員  
(人的支援)

県民

相談

専門相談電話(本庁内に設置)

安芸福祉保健所  
<責任者> 所長  
サポートチーム  
地域防災駐在  
(住民参集等の支援)

中央東福祉保健所  
<責任者> 所長  
サポートチーム  
地域防災駐在  
(住民参集等の支援)

中央西福祉保健所  
<責任者> 所長  
サポートチーム  
地域防災駐在  
(住民参集等の支援)

須崎福祉保健所  
<責任者> 所長  
サポートチーム  
地域防災駐在  
(住民参集等の支援)

幡多福祉保健所  
<責任者> 所長  
サポートチーム  
地域防災駐在  
(住民参集等の支援)